

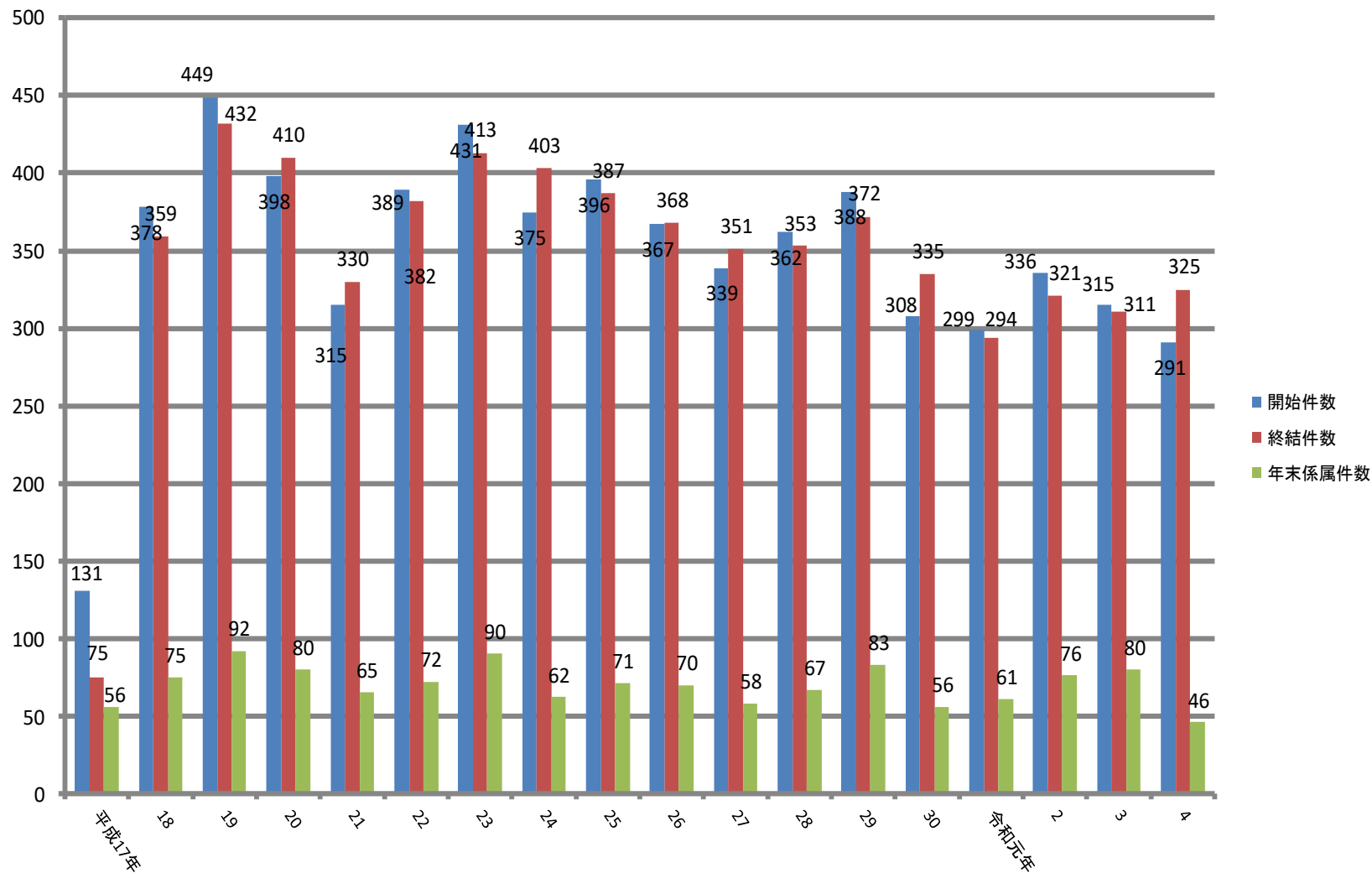
第6回医療観察法医療体制に関する懇談会

保護観察所における施行状況

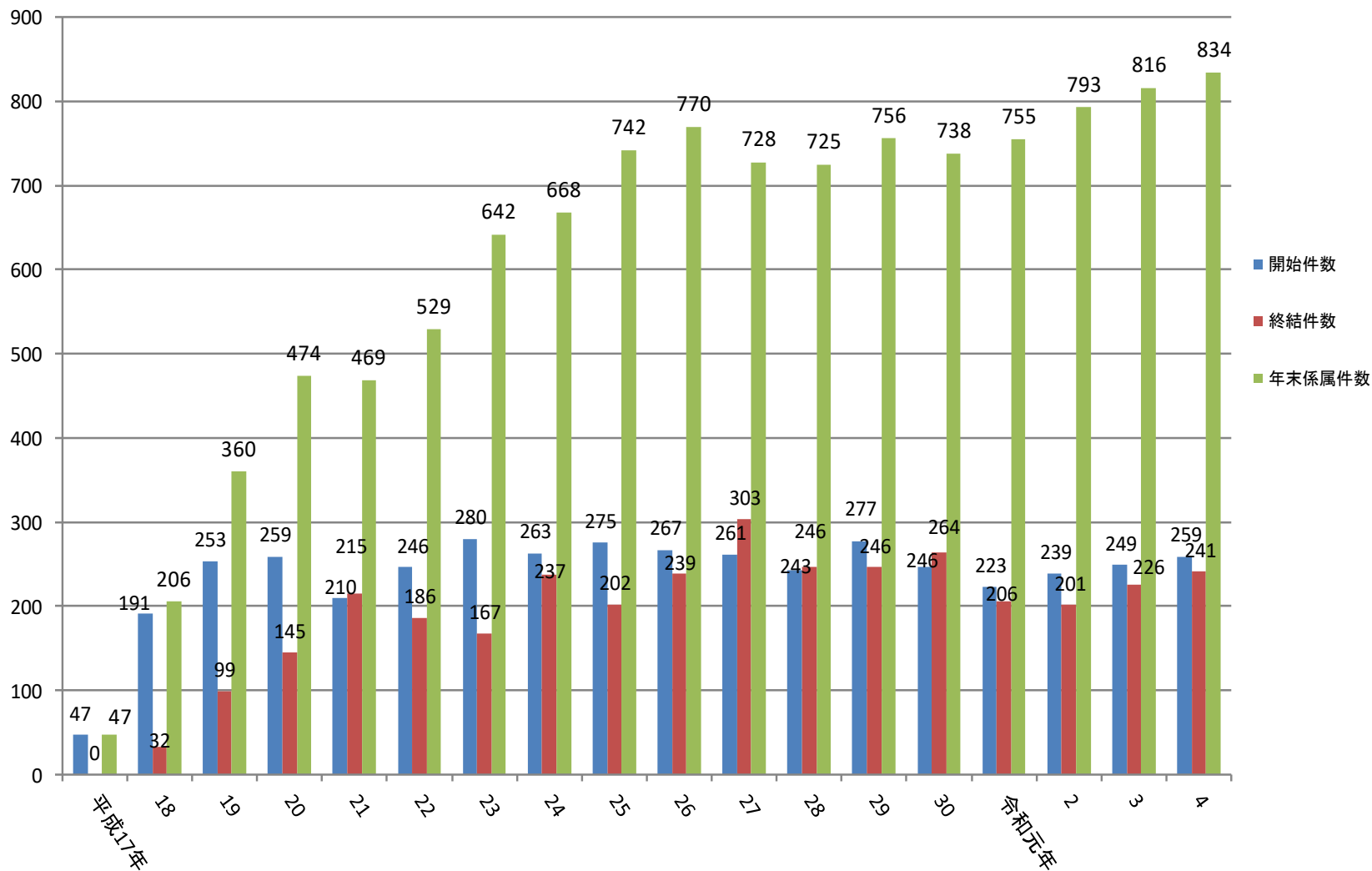
令和6年1月30日

法務省保護局総務課精神保健観察企画官室

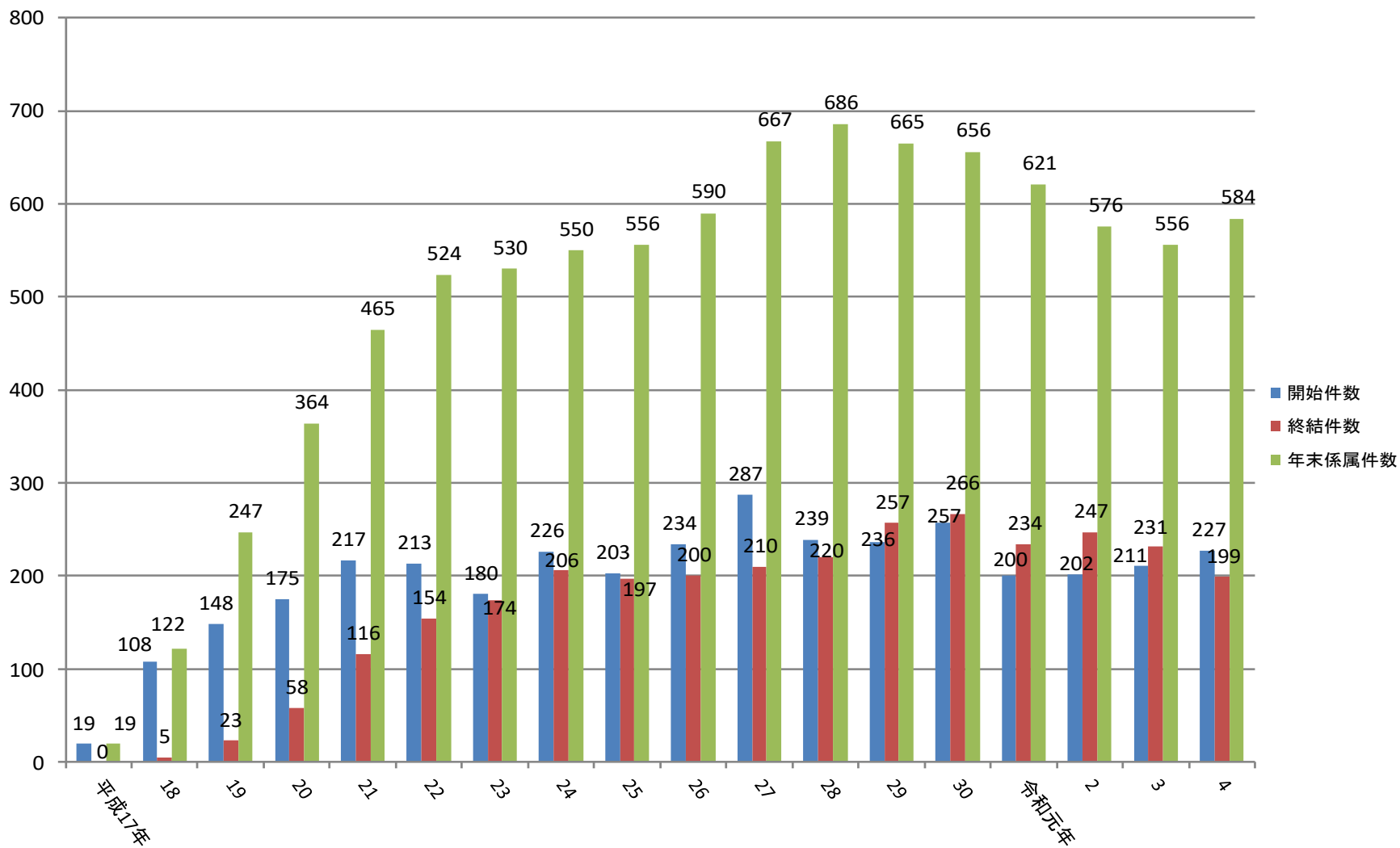
事件数の推移（生活環境調査）



事件数の推移（生活環境調整）



事件数の推移（精神保健観察）



主な取組（被害者等に対する情報提供）

医療観察事件の被害者の方へ

加害者が医療観察制度の対象となった場合、保護観察所から加害者の処遇の状況等に関する情報提供を受けられます。

令和6年1月1日から、その提供時期や提供する情報の内容について、一部変わります。

情報提供を受けられる事項

※ 本制度の利用は無料です。

- 加害者の氏名
- 加害者の処遇段階(入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了)及び開始年月日又は終了年月日・**終了事由**(令和6年1月1日から)
- 加害者の事件を取り扱う保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- 地域社会における処遇中の加害者との保護観察所による接触状況(直近6か月間)

令和6年1月1日から、継続的に情報提供を希望される方には、1度申出をいただければ、その後、医療観察事件が全て終了するまで、以下の時点で情報を提供することとなります。

- 申出時
- 処遇段階が変更され、又は終了したとき
(入院中の者が退院したとき)
- 事件を取り扱う保護観察所が変更になったとき
- 処遇段階が「地域における処遇」の場合、
おおむね6か月ごと

主な取組（被害者等に対する情報提供）

地域処遇ガイドライン

2（7）地域住民等への配慮

個別の事情に応じ、一定の範囲で地域住民に情報を提供することで、対象者の社会復帰が促進されると見込まれる場合には、対象者の個人情報については厳に慎重に取り扱わなければならないことに留意しつつ、対象者の同意に基づき、地域住民に提供可能な情報の範囲を定めるものとする。

被害者等についても、必要に応じ、対象者の社会復帰を促進する観点から、同様の配慮を行う。

主な取組（社会復帰調整官の研修体系等）

